

令和4年1月18日

羽島郡各小・中学校

保護者のみな様

羽島郡二町教育委員会

教育長 野原 弘康

学校における陽性判明時の初期対応に関する新たな基準について（お願い）

日頃より羽島郡二町教育委員会ならびに羽島郡各小・中学校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在も、新型コロナウイルス感染症対策として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、3密回避、体調管理）の徹底継続』を進めていただいております、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国でオミクロン株による感染が拡がり、「第6波」の渦中にあります。羽島郡内においても年明け以降、感染者が急増しており、これまでにない感染爆発を警戒すべき状況になっております。オミクロン株の警戒すべき特徴として、高い伝播性、短い潜伏期間、ブレークスルー感染の懸念があります。そのため、これまでの感染防止対策に加え、より『初動』が重要になります。陽性が判明した場合に、いかに速やかに他者への拡がりを抑えるかが重要となっております。

こうした状況を踏まえ、「学校における陽性判明時の初期対応に関する新たな基準」を設定いたしました。これにより、今後児童生徒等の陽性が判明した場合には、速やかに対象のクラスを学級閉鎖にするとともに、学級閉鎖が同一学年に複数発生した場合には、当該学年を学年閉鎖、学年閉鎖が複数の学年に発生した場合には、学校全体を臨時休業にすることとなります。なお、学級閉鎖等の期間につきましては、保健所との協議により、その都度決定いたします。

このため、今後、急な学級閉鎖や学年閉鎖等が発生することが考えられます。保護者の皆様には、大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、この新基準に基づく適応期間は、感染状況等の変化により、検討される予定ですので申し添えます。

いろいろとご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

<児童生徒等の陽性判明時における初動対応の新基準>

【学級等の対応】

- 学級で1人でも陽性が判明した場合

現 行	・ 保健所等の調査・判断により、学級等の接触者を特定した後、該当者を自宅待機
新基準	・ 保健所等の調査・判断を待たず、速やかに学級全体を自宅待機（学級閉鎖） ※ 保健所がPCR検査の受検者等を判断するまでの期間（以降は、保健所の指示に従って対応）

※ 小・中学校等については、実情に応じて判断願います。

- 学級閉鎖が同一学年に複数発生した場合
→ 当該学年を学年閉鎖（現行と同様）
- 学年閉鎖が複数発生した場合
→ 学校全体を臨時休業（現行と同様）

【部活動の対応】

- 部員で1人でも陽性が判明した場合

現 行	・ 保健所等の調査・判断により、部活動における接触者を特定した後、該当者を自宅待機
新基準	・ 保健所等の調査・判断を待たず、速やかに陽性者が所属する部活動を休止（部員全員を自宅待機） ※ 保健所がPCR検査の受検者等を判断するまでの期間（以降は、保健所の指示に従って対応）

■ 新基準に係る留意事項

- 新基準は、オミクロン株の高い伝播性や短い潜伏期間等に、より速やかに、より幅広く対応することを目的として設定
- 新基準の適応期間：感染状況の変化等により、新たに通知するまでの期間
- 接触者の定義
（感染可能期間（基準日を含め3日前まで）に陽性者と接触した者）
<基準日>
 - ・ 陽性者が無症状だった場合・・・陽性者がPCR検査等を受検した日
 - ・ 陽性者が有症状だった場合・・・陽性者に症状が出た日※ 発熱だけでなく頭痛、咽頭痛、倦怠感等の症状が少しでも現れた日
- 自宅待機を要請するのは、陽性者が所属する学級の児童生徒全員だけでなく、感染可能期間内に陽性者と授業等を受けた者が1人でも在籍する学級の児童生徒全員を含みます。
- 学級閉鎖等が発生した場合には、オンライン等による学習支援をお願いします。また、進路等に関する個別指導や教育相談等を希望する者に対しては、対面・オンラインにより実施してください。
- 陽性者が感染可能期間に登校等をしていない場合は、この限りではありません。
- 教職員の陽性が判明した場合は、新基準に従って学級閉鎖等とはせず、現行どおり個別の判断とします。